

# ◆高等専修学校(専修学校高等課程)へ進学する際の公的制度

## 1. 授業料

令和4年度の場合

### 高等学校と同様に私立高等専修学校の授業料は実質無償です。

大阪府では、大阪の子どもたちが中学卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、国の制度である「高等学校等就学支援金」と合わせて大阪府の制度である「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付することにより、授業料を実質無償化する制度を実施しています。平成31年度(2019年度)入学生からこれまで以上に手厚い補助制度となります。

※大阪府の授業料支援補助金については、「私立高校生等就学支援推進校」の指定を受けた高等専修学校に在籍する生徒にのみ支給されます。

#### 【国の制度】就学支援金

○国の制度として、所得に応じて 118,800円～396,000円(年額)が支給されます。

※国の制度改正により、変更となる可能性があります。

#### 【大阪府の制度】授業料支援補助金

資格

- ・生徒及び保護者(親権者全員)が大阪府内に住所を有していること。
- ・大阪府から「私立高校生等就学支援推進校」として指定された高等専修学校に10月1日時点で在学していること。(「私立高校生等就学支援推進校」の指定の有無については、各学校にお問い合わせください。)
- ・就学支援金を受給していること。
- ・下表の所得基準を満たすこと。

#### ■授業料が60万円の場合

| 年収のめやす ※1         | 市町村民税の課税標準額×6%－<br>市町村民税の調整控除の額 | 授業料負担年額        |             |               |
|-------------------|---------------------------------|----------------|-------------|---------------|
|                   |                                 | こども一人の世帯       | こども二人の世帯 ※2 | 子ども三人以上の世帯 ※2 |
| ～590万円未満          | 154,500円未満                      | 無償             | 無償          | 無償            |
| 590万円～<br>800万円未満 | 154,500円～251,100円未満             | 20万円 ※3        | 10万円 ※3     | 無償            |
| 800万円～<br>910万円未満 | 251,100円～304,200円未満             | 481,200円 ※4 ※5 | 30万円 ※4     | 10万円 ※4       |

※1 表示の年収のめやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

実際は、保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市に市町村民税を納めている場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算)」の合算により判定します。

※2 19歳以上は、高校等や大学等の在学者に限りません。

※3 授業料にかかわらず負担額は変わりません。

※4 授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と上記負担額の合計が負担額となります。

(授業料が65万円の学校の場合→上記負担額+5万円)

※5 授業料が60万円未満の学校の場合、授業料から118,800円を引いた額が負担額となります。

※6 令和4年7月支給分以降については、就学支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれ(誕生日が1月2日から4月1日までの間)であり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、課税標準額から33万円を控除した金額を用います。

## 2. 奨学のための給付金

令和4年度の場合

### (1) 制度概要（奨学のための給付金は、返済の必要はありません。）

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（なお、以下の説明は令和4年度のもので、令和5年度以降、制度や給付金額などが変更になることがあります。）

### (2) 対象者（保護者からの申請手続きが必要です。）

申請年度の7月1日時点において、次の①～⑤の要件をすべて満たしている方

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること（※）
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または、大阪府私立高等学校等学び直し支援金の補助対象となる者であること。
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと。  
ただし申請年度の3月1日までに復学した場合は対象となります。
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等専修学校の第1学年に入学していること。（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

### (3) 給付金額

| 区分 | 対象生徒の区分   |  | 給付金額     |         |
|----|---|--|----------|---------|
|    |   |  | 全日制・定時制  | 通信制     |
| 1  | 生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒                                    |  | 52,600円  |         |
| 2  | 令和4年度<br>道府県民税<br>所得割額と<br>市町村民税<br>所得割額の<br>合算額が<br>非課税の世帯 | 非課税世帯で、区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒  | 134,600円 | 52,100円 |
|    |   | 非課税世帯の生徒で、a・bのいずれかに該当する場合<br>a 同じ世帯に扶養されている兄・姉が高等学校等に在学する場合<br>b 同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合(※1)(※2) | 152,000円 |         |
| 3  |   |  |          |         |

※1 働いていないこと（収入が扶養の範囲内の方は除く）

※2 年齢及び扶養の状況は、申請年度の7月1日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の組合員氏名が保護者等（親権者）であることで判断します。

※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は申請者（親権者）に扶養されていることが必要であり、養子縁組をしていない再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹に該当しません。

### (4) 問い合わせ先

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001(平日午前9時～午後6時土日祝、年末年始休み)